

■労働関係指標

完全失業率	12月の完全失業率(季節調整値) 3.4% (前月差 0.1 ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.15倍 (前月差 0.03 ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,388万人 (3か月ぶりの増加(前月差 43万人増))	定期給与	現金給与総額(原数値) 551,878円 (前年同月比 1.6%増)

Topics 1. パートタイム労働法が変わります

今回は、平成27年4月1日から施行されるパートタイム労働法の改正内容と実務上のポイントをご紹介します。

【主な改正内容】

1・パートタイム労働者の公正な待遇の確保

正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲が拡大されます。

<現行>

①職務内容が正社員と同一 ②人材活用の仕組みが正社員と同一 ③期間の定めがない

<改正後>

①、②に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取り扱いが禁止されます。

これまで差別的取り扱い禁止の対象ではなかった契約期間の定めのあるパートタイム労働者が、法改正により職務内容と人材活用の仕組みが正社員と同一であればその対象となりました。正社員との待遇に差を設ける場合には、職務内容等を考慮して不合理であってはならないとされています。

2・パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務化
- 説明を求めたことによる不利益取り扱いの禁止
- パートタイム労働者からの相談窓口設置の義務化、周知

パートタイム労働者を雇い入れたときに雇用管理の改善措置(賃金、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換等)の内容について説明が義務化されたほか、相談窓口を設置し、文書の交付などにより明示しなければいけないこととなりました。

3・パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

厚生労働大臣による勧告に従わない事業主名の公表、虚偽報告に対する過料の規定が新設されました。

【実務上のポイント】

労働条件通知書には、法改正のポイントを踏まえ下記の文言を追加すると良いでしょう。

- 就業場所の変更の有無を明示
- 従事すべき業務の内容、配置転換の有無
- 昇給、賞与、退職金の有無の明示
- 教育訓練、福利厚生施設の利用、正社員への転換を推進するための措置の説明
- 相談窓口の明示

例：「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

部署名 ○○部○○課 担当職氏名 ○○○○ 連絡先 ○○○○」

パートタイム労働者を雇用している会社にとっては重要な法改正です。労働条件通知書には、職務内容や人材活用の仕組みの相違点として積極的に情報を明示することでトラブル防止に役立ちます。是非参考にしてください。

Topics 2. 【改正されます!】 国外に居住する親族の税扶養申告について

年始早々、平成 27 年度税制改正大綱が閣議決定されました。その中の改正のひとつとして、国外に居住する親族を税扶養として申告する際には添付書類が義務化されます。

現行：その年の扶養控除申告書に親族の氏名・所得等必要事項を記入し、要件を満たしていれば、扶養控除の適用可能。



改正：従来通り扶養控除申告書に親族の氏名・所得等必要事項を記入し、要件を満たすとともに、下記①と②の添付書類の提出が必要。

- ① 親族関係書類：A もしくは B
 - A) 戸籍の附表の写しその他または地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するものおよびその親族の旅券の写し
 - B) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限る）
- ② 送金関係書類：A もしくは B でその親族の生活費等に充てるため、都度行われたことを明らかにするもの。
 - A) 金融機関が行う為替取引により、支払いが行われたことを明らかにする書類
 - B) クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

この改正に至った経緯は、日本国内に居住する親族であれば行政が調査可能でしたが、国外の親族に対しては野放し状態になっていました。そこを強化するための改正となります。

尚、この改正は平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる給与等から適用されますので本年末には準備を終える必要があります。詳細決定致しましたら、改めてご案内させていただきます。

Topics 3. 社会保険料控除

本稿をお読みいただく時点では、日本の確定申告シーズンは終わっていますが、米国は申告期限が 4 月 15 日であるため、終盤の追い込み作業の時期となります。年末調整制度の存在しない米国では、納税者が全員自分で確定申告をする、低所得者も寄付をして控除を取るなど、日本との違いを毎年実感しています。そして、日米の所得税法の違いの一つに、社会保険料控除の扱いがあります。

日本では、支払った社会保険料は全額所得控除できますが、実はこれは国際標準とは言えません。例えば米国では、日本の年金保険料にあたる Social Security Tax や高齢者・障害者向け医療保険料である Medicare Tax は、給与支払時に源泉徴収されますが、その金額を課税所得から控除することはできません。（401(k) プランや IRA など、退職プランへの拠出は控除できます）日本の社会保険料は、支払時に全額控除でき、運用時は非課税、給付の際には公的年金控除などの減免課税措置が与えられており、世界でも類を見ないほど、税務上優遇されています。

給付面を考えると、日本の社会保障はかなり高いレベルにあると言えます。付加価値税の税率が全く異なる北欧諸国にはかないませんが、全国民が低料金で高いレベルの医療を受けられる健康保険制度や、手厚い失業給付や再雇用支援を受けられる雇用保険制度は、少なくとも米国より遥かに優れていると感じます。公的年金制度の疲弊は広く知られ、公的年金だけで老後は安泰と感じている人の方がむしろ少数でしょうが、選択性確定拠出年金制度（選択性 401(k) 制度）のような私的年金によるカバーは可能です。そして私的年金を上乗せする前提として、公的年金には加入しておく必要があります。

拠出時と給付時の金額を総合的に見て、これだけ国民にとって有利な社会保険制度を持っている国は、他にはないのではないのでしょうか。財政厳しきおり、いつまでこのような状態が持続できるか分かりませんが、私自身も、恵まれた制度であることを認識しつつ、これからも利用していきたいと思います。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《卯月》新年度

4 月、新年度のスタートです。新入社員だけでなく、転勤や転職等で新たな生活が始まる方も多いと思います。

私も娘が 2 歳になったのを機に勤務時間を増やすことにし、朝の通勤ラッシュは憂鬱ながら、新たな気持ちで頑張ろうと思っております。そして、娘も 1 年半ほど通っていた保育園とお別れし、自宅近くの保育園に通うことになりました。これまでは電車で 2 駅と遠く、送迎が大変だったため、親としては喜ばしいものの、知らない場所や人が苦手な娘が心配で、

早く慣れてくれるようお願いばかりです。

今月は「労働保険年度更新」の作業が始まります。提出期限は 7 月 10 日とまだ先のことに思えますが、算定基礎届の提出期限も同じですので、算定の作業が始まる 6 月までにほぼ終わらせておく必要があります。4 月は年度初めの諸手続が多く、5 月は連休で営業日数も少ないことから、早めのスタートが肝心です。迅速かつ正確に進めて参りたいと思います。（ち）



Facebook 始めました★ いいね! お待ちしています♪
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



当社ホームページもぜひご覧ください。
<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ 検索